

# 相続税納税猶予適格者証明願添付書類一覧

相続税の納税猶予に関する適格者証明書の「農地等の相続人氏名」の欄には、実印を押印してください。

## 特例適用農地の

- 1 位置図
- 2 公図の写し（法務局北大阪支局）
- 3 登記事項証明書（全部事項証明書。3か月以内発行。法務局北大阪支局）
- 4 固定資産・土地評価証明書（市民税課諸税係）
  
- 5 相続関係図
- 6 遺産分割協議書
- 7 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等（相続権利関係の確認できるもの）
- 8 相続人（全員）の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）

## 〔生産緑地地区内農地の場合〕

- 9 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書（都市政策課）
- 注：生産緑地以外の市街化区域内農地は、適用を受けることができません。

## ◆相続登記が済んでいる場合

<必要なもの>

- 1～4
- 7 被相続人の除籍謄本のみ
- 8 相続人の印鑑証明書のみ
- 9 該当する場合のみ

<不要なもの>

- 5 相続関係図
- 6 遺産分割協議書

## ◆税務署への提出に使用する等の事情により、添付書類の原本還付を希望される場合は、原本とその写し（コピー）を提出してください。確認後、原本を還付します。

## ◆相続登記がお済みでない場合は、なるべく先に相続登記を済ませてから証明願を提出してください。